

会

議

午前10時 0分開会

○議長（竹内清二君） おはようございます。

ただいまの出席議員は定足数に達しております。よって、平成31年3月下田市議会定例会は成立いたしましたので、開会いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

◎会期の決定

○議長（竹内清二君） 日程により、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日より3月14日までの16日間といたしたいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 御異議はないものと認めます。

よって、会期は16日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に御通知いたしました案のとおりでありますので、御承知願います。

◎会議録署名議員の指名

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第85条の規定により、議長において、7番 大川敏雄君と9番 伊藤英雄君の両名を指名いたします。

◎諸般の報告

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、諸般の報告を申し上げます。

最初に、議長会関係について申し上げます。

1月15日、第141回静岡県東部地区市議会議長会が静岡市で開催され、私と副議長が出席いたしました。

この議長会では、静岡市提出の「公共施設等適正管理推進事業債の期間延長について」、

伊東市提出の「児童虐待防止対策のさらなる強化について」の議案を審議し、可決いたしました。この提出議案2件につきましては、1月31日開催の静岡縣市議会議長会定期総会に提出することと決定いたしました。

1月30日、静岡県地方議会議長連絡協議会の平成30年度第2回政策研修会が静岡市で開催され、私と副議長が出席いたしました。

この研修会では、獨協大学教授、経済アナリストの森永卓郎氏を講師に「地域経済の活性化対策」と題した講演を聴取し、その後、「若者向け議会広報」をテーマに意見交換を実施いたしました。

1月31日、第156回静岡縣市議会議長会定期総会が当市で開催され、私と副議長が出席いたしました。

なお、公務多忙にもかかわらず、開催市として市長に出席いただき、まことにありがとうございました。

この総会では、下田了仙寺住職の松井大英氏による「ペリー来航の真実／下田の黒船・草の根異文化交流」と題した講演が行われました。

会議では、平成30年度会務報告並びに平成31年度予算審議を初め、さきの県東部地区市議会議長会で可決した議案を含む14件の議案を審議し、可決されました。

なお、要望事項の議案4件の取り扱いについては、会長に一任することといたしました。

2月14日、全国市議会議長会の第106回評議員会が東京で開催され、私が出席いたしました。この評議員会では、「地方行政財政の課題」及び「地方分権改革・提案募集方式」についての講演、地方行政委員会ほか6委員会からの報告の後、平成31年度の全国市議会議長会一般会計予算（案）ほか2件の会計予算（案）を協議し、原案のとおり決定いたしました。

次に、式典関係について申し上げます。

1月26日、伊豆縦貫自動車道天城北道路国道136号下船原バイパス開通式典が修善寺総合会館で開催され、私が出席をいたしました。

次に、他市からの行政視察について申し上げます。

1月28日、山口県周南市の議員4名が「世界一の海づくりプロジェクトについて」を視察されました。

次に、市長より、「車両物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について」、「建物小屋物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について」及び「浄化槽物損事故に係る和解及び損害賠償の額の決定について」の専決処分事件3件の報告があります。

また、「下田市・ニューポート市姉妹都市提携60周年記念誌」の送付があり、議席配付してありますのでご覧ください。

次に、昨日までに受理いたしました陳情書2件、要望書1件でございます。

日米地位協定を見直す会共同代表、難波希美子氏より提出のありました全国知事会の「米軍基地負担に関する提言」の趣旨に基づいて、地方自治の根幹を脅かす日米地位協定の見直しを国に求める意見書を提出することを求める陳情書、一般財団法人日本熊森協会会長、室谷悠子氏より提出のありました「奥山等のスギ・ヒノキ放置人工林を、森林環境譲与税（仮称）で順次計画的に皆伐を進め、天然林に戻すことを求める陳情書」及び沖縄弁護士会会長、天方徹氏より提出のありました「辺野古新基地建設が、沖縄県民にのみ過重な負担を強い、その尊厳を踏みにじるものであることに鑑み、解決に向けた主体的な取り組みを日本国民全体に呼びかけるとともに、政府に対し、沖縄県民の民意を尊重することを求める決議」についての要望書、以上3件の写しを配付してありますので、ご覧ください。

次に、今定例会に市長から提出議案の送付と、説明員として出席する旨の通知がありましたので、局長補佐をして朗読いたさせます。

○局長補佐兼庶務兼議事係長（高橋智江君）朗読いたします。

下総行第29号。平成31年2月27日。

下田市議会議長、竹内清二様。静岡県下田市長、福井祐輔。

平成31年3月下田市議会定例会議案の送付について。

平成31年2月27日招集の平成31年3月下田市議会定例会に提出する議案を別紙のとおり送付いたします。

付議事件。

報第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度下田市一般会計補正予算（第8号））、議第1号 下田市農業委員会の委員に占める認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者の割合を少なくとも4分の1とすることについて、議第2号から議第15号までは下田市農業委員会の委員の任命について、議第16号 静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約について、議第17号 下田市過疎地域自立促進計画の一部変更について、議第18号 平成30年度下田市一般会計補正予算（第9号）、議第19号 平成30年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）、議第20号 平成30年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）、議第21号 平成30年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）、議第22号 平成30年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議第

23号 平成30年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）、議第24号 下田市印鑑条例の一部を改正する条例の制定について、議第25号 下田市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議第26号 下田市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第27号 下田市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第28号 下田市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について、議第29号 下田市水道布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について、議第30号 平成31年度下田市一般会計予算、議第31号 平成31年度下田市稲梓財産区特別会計予算、議第32号 平成31年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計予算、議第33号 平成31年度下田市公共用地取得特別会計予算、議第34号 平成31年度下田市国民健康保険事業特別会計予算、議第35号 平成31年度下田市介護保険特別会計予算、議第36号 平成31年度下田市後期高齢者医療特別会計予算、議第37号 平成31年度下田市集落排水事業特別会計予算、議第38号 平成31年度下田市水道事業会計予算、議第39号 平成31年度下田市下水道事業会計予算。

下総行第30号。平成31年2月27日。

下田市議会議長、竹内清二様。静岡県下田市長、福井祐輔。

平成31年3月、下田市議会定例会説明員について、平成31年2月27日招集の平成31年3月下田市議会定例会に説明員として下記の者を出席させるので、通知いたします。

市長 福井祐輔、副市長 土屋徳幸、教育長 佐々木文夫、会計管理者兼出納室長 鈴木光男、統合政策課長 黒田幸雄、総務課長 井上 均、教育委員会学校教育課長 土屋 仁、教育委員会生涯学習課長 土屋佳宏、防災安全課長 高野茂章、税務課長 佐々木雅昭、監査委員事務局長 河井長美、観光交流課長 永井達彦、産業振興課長 樋口有二、市民保健課長 日吉由起美、福祉事務所長 土屋悦子、建設課長 白井達哉、上下水道課長 長谷川忠幸、環境対策課長 鈴木芳紀。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 以上で諸般の報告を終わります。

◎報第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、報第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度下田市一般会計補正予算（第8号））を議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（井上 均君） それでは、報第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度下田市一般会計補正予算（第8号））につきまして御説明申し上げます。

お手元の議案件名簿の1ページをお開きください。

報第1号 専決処分の承認を求めることについてでございますが、地方自治法第179条第1項の規定により、専第1号 平成30年度下田市一般会計補正予算（第8号）を別紙のとおり平成31年2月1日に専決処分したことにつき、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

恐れ入ります。別紙のピンク色の補正予算書及び補正予算の概要を御用意いただきたいと思っております。

それでは、補正予算書の2ページ、3ページをお開きいただきたいと思っております。

今回の補正予算の主な内容につきましては、須崎財産区議会議員及び柿崎財産区議会議員の辞職に伴う補欠選挙事務経費の計上及び平成30年12月31日までのふるさと応援寄附が2億2,978万1,000円となり、今後の見込みを勘案し、2億4,428万1,000円の歳入予算を計上し、また、ふるさと応援寄附返礼品を1億992万7,000円、基金積み立てを1億3,435万4,000円、また、ふるさと応援寄附システム使用料は4,793万円と見込み、差し引き増額支出に対応するため、専決補正予算としたものでございます。

平成30年12月31日までのふるさと応援寄附の金額2億2,978万1,000円につきましては、前年同月と比較いたしまして、件数は5,148件、150%の増、金額は3,047万8,000円、110%の増となっております。

前年度に行った返礼率の引き下げの影響で、11月までは対前年度比マイナス30%の状況となっておりますが、返礼品の拡充や情報発信の強化などの対応により、前年度を超える寄附額を確保できる見通しとなりました。

また、年度中途のため、細かな内容まで分析はできてございませんが、主な希望充当先につきましては、用途の指定がないふるさと応援寄附に69.8%、子育て支援寄附に8.1%、世界一の海づくり基金に5.3%となっております。また、主な返礼品は、干物セット、イセエビ、キンメダイ、主な納税者の所在地は、東京都、神奈川県、大阪府でございます。

それでは、改めまして補正予算書の1ページのほうにお戻りください。

平成30年度下田市の一般会計補正予算（第8号）は、次に定めるところによるもので、第

1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,808万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億5,689万9,000円としたものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の2ページから5ページに記載のとおりでございますが、内容につきましては、補正予算の概要により御説明を申し上げます。

恐れ入りますが、別冊、補正予算の概要を御用意いただきたいと思っております。

それでは、2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございます。

統合政策課関係、16款1項2目1節総務費寄附金3,258万4,000円の減額は、ふるさと応援寄附に係るふるさと応援基金分の差額でございます。

選挙管理委員会関係、17款1項6目1節須崎財産区会計繰入金170万8,000円の追加は、須崎財産区議会議員11名の辞職に伴う選挙事務経費を繰り入れるもの、同7目1節柿崎財産区会計繰入金210万円の追加は、柿崎財産区議会議員9名の辞職に伴う選挙事務経費を繰り入れるものでございます。

防災安全課関係、16款1項2目1節総務費寄附金192万7,000円の増額は、ふるさと応援寄附に係る防災基金分でございます。

福祉事務所関係、16款1項3目1節社会福祉費寄附金755万3,000円の増額は、ふるさと応援寄附に係るほのぼの福祉基金分、同2節児童福祉費寄附金1,220万7,000円の増額は、ふるさと応援寄附に係る子育て応援基金分でございます。

産業振興課関係、16款1項4目1節林業費寄附金239万9,000円の増額は、ふるさと応援寄附に係るみどりの基金分でございます。

観光交流課関係、16款1項5目1節観光費寄附金676万円の増額は、ふるさと応援寄附に係る世界一の海づくり基金分でございます。

建設課関係、16款1項6目1節都市計画費寄附金903万5,000円の増額は、ふるさと応援寄附に係る景観まちづくり基金でございます。

学校教育課関係、16款1項7目1節教育費寄附金698万4,000円の増額は、ふるさと応援寄附に係る教育振興基金分514万4,000円及び奨学振興基金分184万円でございます。

4ページ、5ページをお開きください。

歳出でございます。

統合政策課関係、2款1項8目0240地域振興事業1,755万7,000円の増額は、ふるさと応援寄附返礼品642万7,000円及びふるさと応援寄附システム使用料1,113万円の増、同20目0405ふるさと応援基金442万5,000円の減額は、ふるさと応援基金積立金。

総務課関係、12款1項1目予備費は、歳入歳出調整額として1,113万円を減額し、補正後の金額を1億1,159万1,000円としたものでございます。

選挙管理委員会関係、2款4項5目0574須崎財産区議会議員選挙事務170万8,000円の追加は、須崎財産区議会議員11名の辞職に伴う補欠選挙事務で、補正内容につきましては記載のとおりでございます。同6目0579柿崎財産区議会議員選挙事務210万円の追加は、柿崎財産区議会議員9名の辞職に伴う補欠選挙事務で、こちらも補正内容等の記載のとおりでございます。

防災安全課関係、2款8項2目0895防災基金29万円の減額は、防災基金積立金の差額でございます。

福祉事務所関係、3款1項7目1150ほのぼの福祉基金235万5,000円の増額は、ほのぼの福祉基金積立金、同3項10目1730子育て支援基金311万4,000円の増額は、子育て支援基金積立金でございます。

産業振興課関係、5款2項5目3550みどりの基金87万円の増額は、みどりの基金積立金でございます。

観光交流課関係、6款2項5目4385世界一の海づくり基金56万8,000円の増額は、世界一の海づくり基金積立金でございます。

建設課関係、7款5項6目5465景観まちづくり基金362万円の増額は、景観まちづくり基金積立金でございます。

学校教育課関係、9款1項5目6040教育振興基金148万円の増額は、教育振興基金積立金及び同6目6045奨学振興基金56万2,000円の増額は、奨学振興基金積立金でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、報第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度下田市一般会計補正予算（第8号））の説明を終わらせていただきます。

よろしく御承認のほどお願い申し上げます。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することと決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 御異議がないものと認めます。

よって、報第1号 専決処分の承認を求めることについて（平成30年度下田市一般会計補正予算（第8号））は、原案のとおり承認することと決定いたしました。

◎議第1号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第1号 下田市農業委員会の委員に占める認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者の割合を少なくとも4分の1とすることについてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

副市長。

○副市長（土屋徳幸君） それでは、議第1号 下田市農業委員会の委員に占める認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者の割合を少なくとも4分の1とすることについてを御説明申し上げます。

お手数ですが、議案案件名簿の2ページをお開きいただきたいと思います。

農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、農業委員会の委員を市長が任命するに当たり、同法第8条第5項の規定により、認定農業者が委員の過半数を占めることが求められております。ちなみに、当市の農業委員会委員の定数は、同法施行令第5条の規定に

より14名となっておりますが、選考の結果、14名の定数中、認定農業者は4名であり、過半数に満たない結果となりました。

一方、過半数を認定農業者とする要件を満たすことが困難な場合は、法施行規則第2条第2項により「委員の少なくとも4分の1を認定農業者及び認定農業者に準ずる者とするについて議会の同意を得ること」と規定されております。

この規定により、議会の同意を求めるものであります。

なお、後ほど委員の任命議案を御説明申し上げますが、候補者14名中、認定農業者が4名となっており、この4分の1の要件を満たすこととなることを申し添えさせていただきます。

よろしく御審議のほど、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 農業委員の規定が4分の1に達しないのでこの改正をしたいと、理由はわかりましたけれども、そうしますとこの4分の1の認定者しかいないというような状況の把握といいますか、状態はどうなっているのかと。

そして、今この4分の1ですけれども、今後きっちり4分の1の認定者が確保できるのかどうなのか。そして、法の趣旨から言えば、4分の1ではなくて過半数であるべきだと、こう法律が定めていようと思しますので、この方々の具体的な仕事と、この認定が4分の1になっても何ら差し支えないのかどうなのか、そこら辺の御説明をきっちりいただきたいと思えます。

ただ、メンバーが足りないから4分の1にするんだということでは、やはり十分な審議をしたということにならないんじゃないかと思えますけれども、どういう実態なのか今後の傾向も含めてトップの見解をお尋ねしたいと思えます。

○議長（竹内清二君） 副市長。

○副市長（土屋徳幸君） ただいま申し上げました農業委員会の今回の候補の中に4名、いわゆる14名の定数中ですね、4名しか農業認定者といいますか、その方が含まれなかったと。議員ご質問は、4名しかいないのに、今後この定数条件をどうクリアしていくのだと。将来的に認定農業者が減っている割にどうするのだというようなお話だと思えますが、現状、当市の場合の平成31年4月1日時点では、認定農業者に認定されている方は15名おります。そういう状況の中で今回この候補者として推薦され、また公募された方は4名しかいなかった

と。たまたま4名しかいなかったということでありまして、4名が今現在、現状の中でそれしかいないということではございませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 農業者の現状はどうなっていて、こういう事態になっているのかということを聞いているんです。15名いらっしゃるのなら、どうして4名しか手を挙げてもらえないのかと、そこら辺の事情なしに、4名しか手を挙げないんだからこっちの条例を変えるんだと、こういう姿勢ではおかしいんじゃないかということを聞いているんです。

だから、15人いらっしゃるのなら、この15人の人たちに働きかけるというようなことはできないのかと、話し合いというのはしてこなかったのかと、こういうことを聞いているわけです。

○議長（竹内清二君） 副市長。

○副市長（土屋徳幸君） ただいま現状を申し上げたところでございまして、その選任の経過で、今御説明したとおり、各農業団体等の選考に当たっては、推薦、地元の関係者とかに御推薦をいただいて、今回の14名の候補者を選出させていただいたわけでございます。

そういう意味では、事前に各団体、関係者等に協議を申し入れて、どなたか適当な方がいないかということの依頼を申し上げて、選考の対象となる方を推薦していただいたというのが経緯でございますので、選考かつ推薦過程においては、私もちょっと詳しくその辺は情報を仕入れておりませんので、具体的な地元もしくは関係団体等の交渉の経緯については、担当課のほうから御説明させていただきます。

○議長（竹内清二君） 産業振興課長。

○産業振興課長（樋口有二君） 産業振興課です。

今回の農業委員の選定につきまして、現在の、市長が任命するという形になりましたのが平成28年度の農業委員会法の改正によるものでございます。

その前は、公職選挙法に基づいて農業委員さんを選任していたのですが、それ以降、地元の方、農業者や農業団体から候補者の推薦を求めて、また公募も行って、その農業委員さんを募るということをしてございます。

なので、特定の農業者さんを、あなたが農業委員になってくださいということはこちらから申し上げることはできず、なので農業者さんや地域の団体に、今度こういう農業委員の選任がありますので、そういったもしふさわしい方がいらっしゃいましたら推薦をお願いしますということにとどめております。その結果、各地域から出された委員さんが、この後の議

案に出ささせていただいている14名の委員さんということでございます。

その14名を選ぶに当たっても、認定農業者さんも市内満遍なくいるわけではございませんで、しかし、農業委員会の事務も市内の農地が広くございますので、地域のバランスよく選任する必要もございまして、各地区からの推薦ということもしてございます。

そういった中で、なるべく各地区からバランスよく選任いただけるように、そういった各地区の代表の方にはお話をさせていただいておりますが、その中で農業委員さんが推薦で出てきた結果が4名であったということでございます。

以上です。

○議長（竹内清二君） 13番 沢登英信君。3回目です。

○13番（沢登英信君） 経過はわかりました。

一応農業団体から推薦をいただいて、推薦の人の中に認定者が4人しかいなかったと。そうであれば、この農業団体のそれぞれの人たちに問題を投げかけるということはしなかったのかと、してはいけないのかと、こう思うわけです。

この議案を出すに当たって、農業者とは、農業団体の方とはどんな話をしてきたのか、農地にかかわる管理に携わる人たちでやはり半数だという規定は、基本的に尊重すべきだと、4人しかいないから4分の1でいいのだという判断は、僕は余りにも安易ではないかと、こう思うわけです。法の趣旨や内容から言ってそう思いますけれども、そこら辺の2分の1を4分の1にして失われるようなものはないのかと。法の規定をただし書きでやるというようなことについては、やはり慎重に慎重を期すべきだと私は思うわけですが、そこら辺の手続きをきっちり踏んで、農業者の意見も聞いて、この1号議案が出されたということになっているのか、再度お尋ねしたいと思います。

○議長（竹内清二君） 副市長。

○副市長（土屋徳幸君） この14名の推薦の選出の経緯については、先ほど担当のほうからも御説明申し上げさせていただいたとおりでございます。

今、議員のおっしゃるとおりに、あくまでもただし書きで、ほんの主文のものをある意味では軽んじて、ただし書きで対応しているのかという御指摘でございますが、まずその適任者を選任するに当たって、先ほど担当のほうからも御説明申し上げたとおり、関係機関や関係地元等々の皆さんから御推薦をいただく、まず皆さんからの御意見を尊重すると。

我々の方で、先ほど言ったように、今までの公選法による選出ではなくて、議会の同意を得て議長が任命するという制度に変わったわけでございますので、あくまでも関係機関から

のまず御意見を尊重した上で対応して、このような方法はどのような形になるかということを検討した結果、たまたま4名ということで、認定農業者の数が設定されたわけでございますので、やむを得ず本文の2分の1以上というよりも、むしろ法の中でただし書きで、それに対してはそういう形での救済措置があるということの規定がありますので、それを準用してやらせていただくと。

ですから、あくまでも我々は法の趣旨に則って対応しているわけございまして、何ら違法性もないですし、意図的なものもありませんので、誤解のないようお願いしたいと思います。

○13番（沢登英信君） 農業団体とどんな話し合いをしてきたか、いつ話し合いをしたのか、そういうことを聞いているんですが。

○議長（竹内清二君） 産業振興課長、今の件でお答えできますでしょうか。

産業振興課長。

○産業振興課長（樋口有二君） 各団体の皆さんとはどういう話し合いをということでございますが、先ほど申し上げましたとおり、こういった農業委員の選任の時期でございますので、各地区、各団体さんのほうで推薦者がいましたら、ぜひともお願いしたいということをお願いしているという、それ以上のことではございません。具体的にこの認定農業者さんをぜひというお話とかそういった細かい話を、こちらからどの人をということを目指すことはできませんので、基本的には各団体さんの意向を尊重する形で、まずは団体さんからどういった人が出てくるのかということを見させていただいております。

その上で、認定農業者さん、推薦者が適任の方がいないですとか、そういったことがあれば、何とかほかのところから、ほかにももう少しお声かけをしてみたり等はございますけれども、基本的には、まずは皆さんの御意向を聞くということ以上のことは、こちらからは特別な何か誰かを調整したりだとか、農業に詳しい人を、この人をということとはしてございまして、各地区の皆さんで、この自分の地区の農地を見ていただくというのにふさわしい方を選んでいただいたと思っております。

以上です。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって質疑を終わります。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することと決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

13番 沢登英信君。

〔13番 沢登英信君登壇〕

○13番（沢登英信君） 認定事業者が15人もいる中で4人しか推薦をいただけなかったと。

したがって、条例の規定のほうを変えるというのは、やはり大きな問題があるんじゃないかと思うわけです。

そして、下田市の農業及び農地にかかわる審議をこの方々がしていただくと、こういうことですので、ただ各農業団体に推薦をお願いしたところ4人しか認定者がいないので、それに合うように規則、決めのほうを変えるんだと、こういうようなやり方というのは余りにもずさんではないかと私は思うわけです。

当然、農業にかかわることであれば、団体ときっちり話をして、農業委員がこういうような状態になっていると、この規則を変えていいかというようなことを含めて、変えることによって何らかの問題は起きてこないのか、くるのか、そこら辺の議論をきっちりして、誰を選ぶかということと、この基準を変えるということとは、これは別の問題だと思うんです。

しかも、それを一体として、認定者の推薦がないから規則を変えてしまうんだと、このような見解は僕は余りにも乱暴で、もう一度これはきっちりと検討し直していただく議題ではないかと、こういうぐあいに思いますので、反対をいたします。

○議長（竹内清二君） 次に、賛成意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） ほかに討論はございませんので、これをもって討論を終わります。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（竹内清二君） 起立多数であります。

よって、議第1号 下田市農業委員会の委員に占める認定農業者等又は認定農業者等に準ずる者の割合を少なくとも4分の1とすることについては、原案のとおり同意することと決定いたしました。

◎議第2号～議第15号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第2号から議第15号までの下田市農業委員会の委員の任命について、14件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

副市長。

○副市長（土屋徳幸君） ただいま議第1号を御同意いただきましたので、その御同意いただきました状況の中で市長のほうから任命をさせていただく方の候補者について、議第2号から御説明を申し上げます。

議案案件名簿の3ページ、議第2号から16ページ、議第15号までの下田市農業委員会の委員の任命についてに係る14議案につきまして、一括して御説明を申し上げます。

現在の農業委員会委員の任期が平成31年3月31日をもって満了することに伴い、農業委員会等に関する法律の規定に基づき、候補者の選出を行いました。

農業委員会の委員の任命に当たりましては、農業委員会等に関する法律第9条の規定によりまして、あらかじめ農業者や農業者が組織する団体その他の関係者に対し、候補者の推薦を求めるとともに、委員になろうとする者の募集をしなければならないとされております。

また、あわせて推薦を求め及び応募の状況につきましては、公表が義務づけられておりますので、推薦者14名及び応募者1名につきまして公表を行っております。

これらの規定を踏まえまして、所要の事務手続を経た後に、下田市農業委員会の委員の選任等に関する規則の規定に基づきまして、庁内選考委員会による選考審査を行い、農業委員候補者14名につきまして適任者と判断し、選任させていただきましたので、農業委員会等に関する法律第8条の規定に基づき、農業委員会の委員の任命につきまして議会の同意を賜りたく、議案の提出をさせていただき運びとなったものでございます。

なお、任命された場合の任期につきましては、2019年4月1日から2022年3月31日までの3年間となるものでございます。

それでは、議第2号から第15号まで順次御説明申し上げます。

なお、議案件名と提案の内容及び提案理由につきましては、議第2号から議第15号まで同

じ内容でございますので、議第3号以降につきましては、議案件名と提案の序文及び根拠規定並びに提案理由の読み上げにつきましては、大変恐縮ではございますが、省略をさせていただきます。

また、年齢につきましては平成31年4月1日時点の満年齢、性別はいずれも男性でございます。

それでは、お手数ですが、議案件名簿の3ページをお開き願います。

議第2号 下田市農業委員会の委員の任命についてでございます。下記の者を下田市農業委員会の委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

下田市農業委員会の委員に任命したい方でございますが、下田市柿崎12番20号にお住まいの稲葉忠良さんでございます。昭和18年5月26日にお生まれの75歳でございます。伊豆太陽農業協同組合に39年間勤務され、現在は露地野菜を中心に農業に従事されております。柿崎区から推薦をいただきました。

続きまして、4ページをお開き願います。

議第3号でございます。

下田市農業委員会の委員に任命したい方でございますが、下田市白浜390番地にお住まいの飯田正明さんでございます。昭和19年9月1日にお生まれの74歳でございます。伊豆太陽農業協同組合常務理事や白浜板戸区長を歴任され、現職の下田市農業委員会委員でございます。板戸区から推薦をいただきました。

続きまして、5ページをお開き願います。

議第4号でございます。

下田市農業委員会の委員に任命したい方でございますが、下田市箕作498番地の7にお住まいの鈴木保則さんでございます。昭和19年9月15日にお生まれの74歳でございます。元下田市役所職員でございます。現在、中山間椎原集落協定代表者の要職にあり、現職の下田市農業委員会会長でございます。箕作区から推薦をいただきました。

続きまして、6ページをお願いします。

議第5号でございます。

下田市農業委員会の委員に任命したい方でございますが、下田市須原711番地にお住まいの土屋昭良さんでございます。昭和23年7月31日にお生まれの70歳でございます。ワサビの認定農業者でございます。現在、オリーブのまちづくりプロジェクト推進委員会副会長の

要職にあり、現職の下田市農業委員会委員でございます。静岡県東部農業共済組合から推薦をいただきました。

続きまして、7ページをお願いします。

議第6号であります。

下田市農業委員会の委員に任命したい方でございますが、下田市大沢162番地の8にお住まいの重田克己さんでございまして、昭和24年1月1日お生まれの70歳でございます。農業を営む傍ら、伊豆太陽農業協同組合理事や上大沢区長を歴任され、現在、下田市情報公開審査会、個人情報保護審査会委員の要職にあり、現職の下田市農業委員会委員でございます。伊豆太陽農業協同組合から推薦をいただきました。

続きまして、8ページをお願いします。

議第7号でございます。

下田市農業委員会の委員に任命したい方でございますが、下田市須崎1529番地の4にお住まいの土屋長一さんでございます。昭和24年3月24日にお生まれの70歳でございます。建築板金業、農業、漁業に従事されており、現職の下田市農業委員会委員でございます。須崎区から御推薦をいただきました。

続きまして、9ページをお願いします。

議第8号でございます。

下田市農業委員会の委員に任命したい方でございますが、下田市大沢69番地にお住まいの金崎洋一さんでございまして、昭和24年9月10日お生まれの69歳でございます。元下田市役所職員でございまして、下田市農業委員会会長の経験もございます。上大沢区から推薦をいただきました。

続きまして、10ページをお開き願います。

議第9号でございます。下田市農業委員会の委員に任命したい方でございますが、下田市北湯ヶ野515番地の2にお住まいの土屋 徳さんでございまして、昭和27年1月11日にお生まれの67歳でございます。ワサビの認定農業者でございまして、下田市農業委員会委員の経験もございます。北湯ヶ野区から御推薦をいただきました。

続きまして、11ページをお願いします。

議第10号でございます。

下田市農業委員会の委員に任命したい方でございますが、下田市白浜1347番地にお住まいの藤井建彦さんでございます。昭和29年4月7日にお生まれの64歳でございます。元下田市

役所職員でございまして、現在、下田市教育委員会社会教育指導員、下田市文化財保護審議会委員、静岡県鳥獣保護管理委員の要職にあり、現職の下田市農業委員会委員でございまして、長田区から推薦をいただきました。

続きまして、12ページをお願いします。

議第11号でございまして。

下田市農業委員会の委員に任命したい方でございまして、下田市立野133番地の1にお住まいの高橋尚志さんでございまして、昭和31年3月31日にお生まれの63歳でございまして。元下田市役所職員でございまして、現在、下田市国民健康保険運営委員協議会委員の要職にあり、現職の下田市農業委員会委員でございまして。

なお、農業委員会等に関する法律第8条第6項では、委員の任命に当たっては農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係を有しない者が含まれるようにしなければならないと規定しております。

高橋さんご本人は、農地を所有しておらず、農業者ではなく、農業委員会の所掌に属する事項に関して利害関係を有していないと認めたものでございまして。

なお、高橋さんは公募により下田市農業委員会委員への就任に応募したものでございまして。

続きまして、13ページをお願いします。

議第12号でございまして。

下田市農業委員会の委員に任命したい方でございまして、下田市加増野212番地にお住まいの小林孝仁さんでございまして、昭和31年8月13日にお生まれの62歳でございまして。伊豆太陽農業協同組合を退職後、農業に従事され、現在、水稲と露地野菜の認定農業者でございまして。中山間加増野集落協定代表者の要職にあり、現職の下田市農業委員会委員でございまして。加増野区から推薦をいただきました。

続きまして、14ページをお願いします。

議第13号でございまして。

下田市農業委員会の委員に任命したい方でございまして、下田市大賀茂445番地にお住まいの外岡徳雄さんでございまして、昭和35年3月28日にお生まれの59歳でございまして。露地野菜、果樹を中心に農業に従事されており、現職の下田市農業委員会委員でございまして。大賀茂区から御推薦をいただきました。

続きまして、15ページをお開きください。

議第14号でございまして。

下田市農業委員会の委員に任命したい方でございますが、下田市吉佐美902番地の1にお住まいの進士武彦さんでございます。昭和35年5月14日にお生まれの58歳でございます。露地野菜を中心に18年の長きにわたり農業に従事されております。吉佐美区から御推薦をいただきました。

続きまして、16ページをお願いします。

議第15号でございます。下田市農業委員会の委員に任命したい方でございますが、下田市大賀茂462番地の5にお住まいの外岡福佳さんでございます。昭和42年12月11日にお生まれの51歳でございます。果樹の認定農業者で、現在、伊豆太陽農業協同組合運営委員、下田市農業振興会副会長の要職にあり、現職の下田市農業委員会委員でございます。大賀茂区から推薦をいただきました。

以上、下田市農業委員会の委員の任命についてに係る議第2号から議第15号までの14議案につきまして、御説明をさせていただきました。

よろしく御審議賜り、御同意くださいますようお願い申し上げます。

○議長（竹内清二君） 議第2号議案から議第15号議案までについて、当局の説明は終わりました。

ただいま議題となっております14件について、一括質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議第2号議案から議第15号議案までは、委員会に付託することを省略したいと思っております。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することと決定いたしました。

これより各議案について討論、採決を行います。

まず、議第2号 下田市農業委員会の委員の任命についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 御異議ないものと認めます。

よって、議第2号 下田市農業委員会の委員の任命については、原案のとおり同意することと決定いたしました。

次に、議第3号 下田市農業委員会の委員の任命についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第3号 下田市農業委員会の委員の任命については、原案のとおり同意することと決定いたしました。

次に、議第4号 下田市農業委員会の委員の任命についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第4号 下田市農業委員会の委員の任命については、原案のとおり同意することと決定いたしました。

次に、議第5号 下田市農業委員会の委員の任命についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第5号 下田市農業委員会の委員の任命については、原案のとおり同意することと決定いたしました。

次に、議第6号 下田市農業委員会の委員の任命についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第6号 下田市農業委員会の委員の任命については、原案のとおり同意することと決定いたしました。

次に、議第7号 下田市農業委員会の委員の任命についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第7号 下田市農業委員会の委員の任命については、原案のとおり同意することと決定いたしました。

次に、議第8号 下田市農業委員会の委員の任命についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第8号 下田市農業委員会の委員の任命については、原案のとおり同意することと決定いたしました。

次に、議第9号 下田市農業委員会の委員の任命についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第9号 下田市農業委員会の委員の任命については、原案のとおり同意することと決定いたしました。

次に、議第10号 下田市農業委員会の委員の任命についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第10号 下田市農業委員会の委員の任命については、原案のとおり同意することと決定いたしました。

次に、議第11号 下田市農業委員会の委員の任命についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第11号 下田市農業委員会の委員の任命については、原案のとおり同意することと決定いたしました。

次に、議第12号 下田市農業委員会の委員の任命についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第12号 下田市農業委員会の委員の任命については、原案のとおり同意することと決定いたしました。

次に、議第13号 下田市農業委員会の委員の任命についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第13号 下田市農業委員会の委員の任命については、原案のとおり同意することと決定いたしました。

次に、議第14号 下田市農業委員会の委員の任命についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第14号 下田市農業委員会の委員の任命については、原案のとおり同意することと決定いたしました。

次に、議第15号 下田市農業委員会の委員の任命についてを討論に付します。

まず、本案に対する反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第15号 下田市農業委員会の委員の任命については、原案のとおり同意することと決定いたしました。

◎議第16号の上程・説明・質疑・討論・採決

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第16号 静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

税務課長。

○税務課長（佐々木雅昭君） それでは、議第16号 静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約について御説明申し上げます。

お手数でございますが、議案件名簿の17ページをお開き願います。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、静岡地方税滞納整理機構規約を変更することを関係地方公共団体の協議により、別紙18ページのとおり定めることについて、同法第291条の11の規定により議会の議決を求めるもので、地方税法の改正によりまして、本年10月1日から自動車取得税が廃止され、同時に軽自動車税環境性能割が導入されますことに伴い、静岡地方税滞納整理機構が処理する事務のうち、軽自動車税及び自動車取得税の申告書処理等に関する事務についての規定を変更するもので、提案理由でございますが、今申し上

げましたとおり、地方税法の改正に伴い、静岡地方税滞納整理機構規約の変更が必要なためでございます。

それでは、静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約につきまして、その変更内容につきまして条例改正関係等説明資料により御説明させていただきますので、お手数ですが、条例改正関係等説明資料の1ページ、2ページ、議第16号説明資料を御覧ください。

左側のページが変更前、右側のページが変更後で、アンダーラインの引いてあるところが今回の変更箇所となっております。

先ほども申し上げましたとおり、地方税法の改正によりまして、本年10月1日から自動車取得税が廃止され、同時に軽自動車税環境性能割が導入されることとなっております。

静岡地方税滞納整理機構におきましては、この税の賦課徴収を行うものではなく、機構が処理する事務の内容には変更があるわけではございませんが、軽自動車に係る登録や異動の申告書、報告書等の処理を行っておりますため、今回の規約変更におきましては、静岡地方税滞納整理機構が処理する事務を規定しております規約第4条第4号の規定を変更するものでございまして、自動車取得税が廃止されますことに伴い、同号中「及び自動車取得税」を削りますとともに、地方税法第442条には、軽自動車税に関する用語の意義が規定されているわけですが、地方税法の改正に伴いまして、「軽自動車」に関する定義がされております第2号が第5号に、「二輪の小型自動車」に関し定義されております第4号が第7号に改正されますことから、所要の変更を行うというものでございます。

恐れ入りますが、議案件名簿の18ページにお戻りいただきまして、附則でございますが、この規約は平成31年10月1日から施行するとするものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございましたが、議第16号 静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約についての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（竹内清二君） 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

お諮りいたします。

本案は委員会に付託することを省略したいと思います。

これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 御異議はないものと認めます。

よって、委員会付託を省略することと決定いたしました。

これより討論、採決を行います。

まず、反対意見の発言を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 討論はないものと認めます。

採決いたします。

本案は原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 御異議はないものと認めます。

よって、議第16号 静岡地方税滞納整理機構規約の一部を変更する規約については、原案のとおり可決することと決定いたしました。

ここで10分間休憩といたします。

午前10時59分休憩

午前11時 9分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開します。

◎議第17号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第17号 下田市過疎地域自立促進計画の一部変更についてを議題といたします。

当局の説明を求めます。

統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） 議第17号 下田市過疎地域自立促進計画の一部変更について御説明申し上げます。

お手数ですが、議案件名簿の19ページをお開きください。

下田市過疎地域自立促進計画の一部を次ページの20ページ、21ページのとおり変更したいので、過疎地域自立促進特別措置法第6条第7項において準用する同条第1項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

内容につきましては、後ほど条例改正関係等説明資料にて御説明申し上げます。

提案理由でございますが、平成29年10月に制定した下田市過疎地域自立促進計画について、過疎地域の振興に必要な新規事業の追加を行うためでございます。

お手数ですが、条例改正関係等説明資料の3ページ、4ページをお開きください。

左が改正前、右が改正後でございます。アンダーラインの部分が今回改正箇所でございます。

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進、(2) その対策、ア高齢者の介護・保健福祉の項に「高齢者が、安全で、安心して生活できる環境づくりを推進する。」を加え、(3) 計画の表の事業名(施策名)、(1) 高齢者福祉施設の次に「(2) 介護老人保健施設」を一行加え、事業内容に「介護老人保健施設大規模改修事業」を、事業主体に「組合」をそれぞれ加えるものでございます。

5 ページ、6 ページをお開きください。

7 教育振興、(3) 計画の表の事業名(施策名)、(1) 学校教育関連施設の校舎の事業内容「中学校施設改修事業(トイレ)」の次に「浜崎小学校東館建替事業」を、事業主体に「下田市」をそれぞれ加えるものでございます。

以上、大変雑駁な説明でございますが、議第17号 下田市過疎地域自立促進計画の一部変更についての説明を終わります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(竹内清二君) 当局の説明は終わりました。

本案に対する質疑を許します。

13番 沢登英信君。

○13番(沢登英信君) 介護老人保健施設の大改修事業ということで新たに付け加えるということですが、変更のほうの4ページの介護老人保健施設の大改修事業、具体的には今どういうことを想定してこの事業を組み入れるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長(竹内清二君) 総務課長。

○総務課長(井上 均君) 恐れ入ります。ちょっと説明不足で申しわけございません。

お手元のほうに一覧表がございますので、こちらのほうで説明をさせていただきます。

A3判の議第17号説明資料②というのを御用意ください。

今、議員のほうから御質問のありました分が、平成31年度の当初予算に現在計上をお願いしてあります一部事務組合下田メディカルセンターの特別負担金の分でございます。

こちらにつきましては、南伊豆町でございます下田メディカルセンターのほうで特別会計で管理しておりますなぎさ園、こちらの改修が約7,400万円ほどかかります。こちらに対しまして、下田市のほうの負担金を支払うわけなんですけれども、こちらが病院事業債というのを使うんですけれども、病院事業債は交付税措置がないんですね、ですので、2分の1を過疎債を適用したいということをお願いするものでございます。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） よろしいですか。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 現時点では不明なのかもしれませんけれども、なぎさ園の大改修のほうは、主立ったものはわかりますでしょうか。

○議長（竹内清二君） 市民保健課長。

○市民保健課長（日吉由起美君） それでは、新年度にまた新年度予算で御説明申し上げるところなんですけれども、内容といたしましては、一番大きいのは空調機の更新ということで、エアコンですね、そちらの改修のほうを予定しているところです。それが約6,700万円ほど予定しております。その他のエレベーターの改修工事ですとか、若干その他の工事のほうもお願いしているところなんですけれども、そちらにつきまして新年度予算のほうで御説明申し上げたいと思います。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第17号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

◎議第18号～議第23号の上程・説明・質疑・委員会付託

○議長（竹内清二君） 次は、日程により、議第18号 平成30年度下田市一般会計補正予算（第9号）、議第19号 平成30年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）、議第20号 平成30年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）、議第21号 平成30年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）、議第22号 平成30年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）、議第23号 平成30年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）、以上6件を一括議題といたします。

当局の説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（井上 均君） それでは、議第18号 平成30年度下田市一般会計補正予算（第9号）から議第22号 平成30年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）まで一括して御説明申し上げます。

浅黄色の補正予算書と補正予算の概要の御用意をお願いいたします。

初めに、議第18号 平成30年度下田市一般会計補正予算（第9号）について御説明申し上げます。

3月の補正予算の主な内容でございますが、年度末を控え事業の終了見込みによる歳入歳出の調整が主な要因でございますが、浜崎小学校東館の改築等の早急な対応を要す事業予算のほか、あわせて繰越明許費、地方債の追加変更を計上したものでございます。

それでは、補正予算書の1ページをお開きください。

平成30年度下田市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,961万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ112億9,651万1,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、予算書の2ページから7ページに記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要により御説明申し上げます。

第2条でございます。地方債の補正でございますが、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるということで、補正予算書の8ページをお開きください。

地方債の変更は10件でございます。

1件目は、デジタル同報系防災行政無線整備事業で、限度額1,540万円を1,230万円に変更。

2件目は、津波避難施設（小山田避難路）整備事業で、限度額340万円を330万円に変更するもので、以上2件は事業費の確定によるもの。

3件目は、避難所用非常用電源装置設置事業で、限度額1,470万円を1,230万円に変更するもので、内訳として、非常用電源装置購入、備品ですけれども、こちらが起債対象外の取り扱いとなったもの。

4件目は、爪木崎自然公園花園温室耐震補強実施設計業務で、限度額200万円を180万円に変更するもので、事業費の確定。

5件目は、過疎対策事業債で、限度額3億460万円を4億7,310万円に変更するもので、小学校空調設置事業の継ぎ足し単独分に9,170万円、浜崎小学校東館改築事業に1億円が追加の同意となり、その他事業費の確定により2,320万円の減額の差し引き合計額。

6件目は、過疎地域自立促進特別事業債で、限度額1,850万円を1,160万円に変更するもので、事業費の確定及び一部起債対象外の取り扱いになったもの。

7件目は、公共水産施設災害復旧事業で、限度額710万円を510万円に変更。

8件目は、単独河川・道路橋梁災害復旧事業で、限度額1,200万円を450万円に変更。

9件目は、単独観光施設災害復旧事業で、限度額2,600万円を2,160万円に変更するもので、ともに災害復旧事業3件は事業費の確定によるもの。

10件目は、市内小学校空調設備設置事業で、限度額9,420万円を5,380万円に変更するもので、過疎対策事業債適用分の減額でございます。

また、起債の方法、利率、償還の方法に変更はございません。

それでは、補正予算書の1ページにお戻りください。

第3条の繰越明許費の補正でございますが、繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」によるということで、補正予算書の10ページをお開きください。

繰越明許費に係る事業は5件で、1件目は、5款農林水産業費、1項農業費、農業振興事業で、金額は52万円。

2件目は、7款土木費、2項道路橋梁費、橋梁維持事業は蓮台寺駅前ゆのもと橋耐震補強工事で、金額は2,490万円。

3件目は、同5項都市計画費、都市計画マスタープラン推進事業は天神公園整備工事で、金額は977万7,000円。

4件目は、同項沿道街路事業推進事務は沿道街路整備事業換地指定等業務委託で、金額は523万8,000円。

5件目は、9款教育費、2項小学校費、浜崎小学校東館改築事業は委託料及び工事請負費の全額を繰り越すもので、金額は1億3,900万円でございます。

以上5件につきまして、年度内に完了する見込みがつかないため、繰り越しをさせていただくものでございます。

それでは、補正予算書の内容について、補正予算の概要を御用意いただきたいと思っております。

補正予算の概要、2ページ、3ページをお開きください。

歳入でございます。

統合政策課関係、13款2項1目2節国庫・公衆無線LAN環境整備支援事業補助金771万1,000円の減額は、事業費確定に伴う同補助金の減、17款2項1目4節ふるさと応援基金繰入金590万円の減額は、充当事業の確定に伴う同基金繰入金の減、19款5項4目18節雑入130万3,000円の増額は、市町村振興協会市町村交付金の増及び姉妹都市交流事業実行委員会負担金受入金及び日ロ友好交流事業実行委員会負担金受入金でございます。

総務課関係、9款1項1目1節普通交付税484万4,000円の増額は、2月の追加交付となりました普通交付税、14款3項5目1節県費・権限移譲事務交付金4万円の増額は、建築基準法に基づく事務に対する同交付金、15款2項1目1節不動産売却収入1万5,000円の増額は、落合地区の鉄道敷にかかっている旧赤線の売却、20款1項1目2節防災対策債560万円の減額から、次の4ページ、5ページをお開きください。同9目1節公営住宅債2,450万円の増額までの合計1億150万円の増額は、事業費の確定や過疎対策事業債の追加適用等によるものでございます。

税務課関係、14款3項1目1節県費・徴税费委託金190万9,000円の増額は、県税徴収委託金の確定、19款1項1目1節延滞金210万円の増額は、延滞金徴収実績の増によるものでございます。

防災安全課関係、14款2項1目5節県費・緊急地震・津波対策等交付金872万4,000円の減額は、事業費の確定に伴う同交付金の減、17款2項1目5節防災基金繰入金173万5,000円の減額も、充当事業費の確定に伴う基金繰入金の減、19款5項3目2節一部事務組合過年度収入106万6,000円の増額は、下田地区消防組合負担金精算分、同4目18節雑入47万9,000円の減額は、市町村振興協会地震・津波対策事業交付金で、対象事業費の確定精算でございます。

福祉事務所関係、13款1項1目2節国庫・児童扶養手当負担金500万円の減額は、支出予定額の減額見込みによる国庫負担金の減、同3節国庫・児童手当負担金442万円の減額も、支出予定額の減額によるもの、同2項2目3節国庫・生活保護費補助金118万円の増額は、生活困窮者就労準備支援金事業費等国庫補助金で、システム改修に係る追加内示、14款1項1目2節県費・児童手当負担金84万5,000円の減額も、支出予定額の減額見込みによる負担金の減、同2項2目3節県費・児童福祉費補助金36万円の減額も、支出予定額の減額見込みによる県補助金の減。

6ページ、7ページをお開きください。

19款5項4目4節心身障害者扶養共済制度保険料受入金8万円の増額は、同共済制度年金で年金受給者の増によるものでございます。

環境対策課関係、13款2項3目2節国庫・循環型社会形成推進交付金83万円の減額、14款2項3目2節県費・環境対策費補助金13万円の減額及び17款1項5目1節水道事業会計繰入金22万3,000円の増額は、浄化槽設置整備事業に係る対象事業費の確定精算でございます。

産業振興課関係、13款1項2目1節国庫・農林水産施設災害復旧費負担金516万6,000円の減額は、白浜漁港施設の災害復旧事業費の実施精査に伴う水産施設災害国庫負担金の減、14款2項4目1節県費・農業費補助金6万9,000円の減額は、記載のとおり、各補助金の追加、減額、同2節県費・林業費補助金60万3,000円の減額は事業費確定に伴う県補助金の減、同5目1節県費・商工費補助金45万7,000円の減額は、消費者行政強化促進事業県補助金の減額内示でございます。

建設課関係、13款2項5目1節国庫・社会資本整備総合交付金2,420万円の減額は、事業費確定に伴う防災・安全交付金事業及び都市再生整備計画事業国庫交付金の減、14款3項4目1節県費・土木費委託金26万円の減額は、事業費確定に伴うまどが浜海遊公園管理業務県委託金の減、16款1項6目1節都市計画費寄附金10万円の増額は、景観まちづくり基金に寄附をいただいたため、19款5項4目18節雑入20万4,000円の減額は、事業費確定に伴う静岡県グリーンバンク優良景観樹木保全事業助成金の減でございます。

学校教育課関係、13款2項2目2節国庫・児童福祉費補助金29万円の増額は、放課後児童健全育成事業に係る子ども子育て支援交付金の増。

8ページ、9ページをお開きください。

同6目1節国庫・小学校費補助金3,701万5,000円の増額は、浜崎小学校東館改築事業に係る学校施設環境改善交付金の追加、14款2項2目3節県費・児童福祉費補助金29万円の増額は、放課後児童クラブ運営費に係る放課後児童対策実施事業県補助金の増、同8目1節県費・教育費補助金25万円の減額は、事業費確定に伴う静岡茶愛飲推進事業費県補助金の減、17款2項1目13節学校施設整備基金繰入金4,500万円の減額は、小学校屋内運動場改修工事費の確定及び市内小学校空調設備工事に過疎対策事業債が追加適用となったことにより、学校施設整備基金繰入金を減するものでございます。

10ページ、11ページをお開きください。

歳出でございます。

議会事務局関係、1款1項1目0001議会事務135万6,000円の減額は、旅費、印刷製本費等の減。

統合政策課関係、2款1項1目0100総務関係人件費62万4,000円の増額は、退職者増に伴

う退職手当特別負担金の増、同2目0111福利厚生事業10万円の増額は、健康診断受診者増に伴う職員厚生事業委託の増、同5目0172広報事業59万7,000円の減額は印刷製本費、同8目0240地域振興事業1,500万円の減額は、W i - F i 施設設置工事の確定及びみなとまちゾーン活性化推進事業実行委員会負担金の皆減、同0241公共交通推進事業1万円の減額は、鉄道施設総合安全対策事業費補助金、同0247企業誘致推進事業320万円の減額は、「下田まちづくりゼミ」に係る事業費の縮減により、講師謝礼、印刷製本費、シモダ大学新聞企画編集業務委託の減、同15目0225新庁舎等建設推進事業100万円の減額は、新庁舎建設予定地土地所有権移転登記支援業務委託が不在者財産管理人対応により皆減となったものでございます。

総務課関係、2款1項17目0385減債基金810万円の増額は、未契約繰越を除きます過疎対策事業債3億2,700円の30%に当たる9,810万円を将来返済財源として確保するため、12月補正予算計上額9,000万円との差額を減債基金に積み立てるもの、同9項1目0910電算処理総務事業535万7,000円の減額は、事業費確定により住民税法改正作業業務委託のほか補正内容等欄に記載のと通りの減、同0922光インターネット環境整備事業755万円の減額は、事業費確定により光ファイバー網整備事業補助金の減、12款1項1目予備費5,737万1,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

税務課関係、2款2項1目0450税務総務事務36万5,000円の増額は、時間外勤務手当、同2目0476賀茂地方税債権整理回収協議会事務は、普通旅費、燃料費及び賀茂地方税債権整理回収協議会県技術派遣職員給与負担金の組み替えでございます。

続きまして、防災安全課関係、2款8項1目0860防災対策総務事務676万4,000円の減額は、事業費確定によりデジタル移動通信システムバッテリー交換委託のほか補正内容等の欄に記載のと通りの減、同0861防災組織育成事業66万7,000円の減額も、事業費確定により防災用備品のほか補正内容等の欄に記載のと通りの減。

12、13ページをお開きください。

同0864防災施設等整備事業571万3,000円の減額も、事業費確定によりデジタル同報系防災行政無線整備実施設計業務委託のほか、補正内容等の欄に記載のと通りの減でございます。

8款1項3目5860消防施設等整備事業71万1,000円の減額は、消防団ポンプ自動車購入、消防団小型ポンプ積載車購入の確定精算でございます。

福祉事務所関係、3款1項3目1052在宅身体障害者（児）援護事業100万円の減額は、支出予定額の減額見込みによる重度心身障害者タクシー利用助成費の減、同1053地域生活支援等事業1万8,000円の減額は、国県補助内示に伴う地域活動支援センター事業負担金の減、

同 4 目1102心身障害者扶養共済事務 8 万円の増額は、年金受給者増による心身障害者扶養共済負担金の増、同 5 目1110精神障害者援護事業 4 万1,000円の増額は、印刷製本費、同 2 項 1 目1201老人福祉施設入所措置事業1,069万2,000円の減額は、入所予定者の減少に伴う老人保護措置費の減、同 3 項 1 目1451在宅児童援護事業73万5,000円の減額は、子ども医療費審査支払等事務手数料の減、同1453児童扶養手当支給事業1,500万円の減額は、受給予定者の減少に伴う児童扶養手当の減、同 2 目1502児童手当支給事業610万円の減額も、受給予定者の減少に伴う児童手当の減、同 7 目1700母子家庭等援護事業72万円の減額は、支出予定額の減額見込みによる母子家庭等医療費の減でございます。

市民保健課関係、4 款 1 項 5 目2080一部事務組合下田メディカルセンター負担事務49万4,000円の減額は、病床分及び起債償還分に係る下田メディカルセンター負担金の減、同 7 目2070災害医療体制強化推進事業272万2,000円の減額は、災害用備蓄品、救護所用備品の確定精算でございます。

環境対策課関係、4 款 3 項 5 目2381環境衛生事業10万円の増額は、猫不妊去勢手術費補助金の増、同2384浄化槽設置整備事業13万1,000円の減額は、浄化槽設置事業補助金の確定精算でございます。

産業振興課関係、5 款 1 項 3 目3100農業振興事業24万5,000円の増額は、被災農業者向け経営体育成支援事業助成金の追加のほか、補正内容等の欄に記載のとおり減、同 2 項 1 目3350林業振興事業20万円の減額は、花木の里づくりプロジェクト事業負担金の皆減、同3353有害鳥獣対策事業60万3,000円の減額は、鳥獣被害防止総合対策事業費補助金の減、同 3 目3450保健休養林管理事業25万1,000円の減額は、爪木崎自然公園花園温室耐震補強設計業務委託及び爪木崎自然公園遊歩道修繕工事の確定精算。

14、15ページをお開きください。

同 4 項 1 目3700水産振興事業7万円の減額は、沿岸漁業振興対策事業補助金の皆減、6 款 1 項 2 目4050商工業振興事業14万4,000円の減額は、商店街環境整備事業等補助金の確定精算、10款 1 項 4 目7151公共水産施設災害復旧事業（7月28日災）788万5,000円の減額は、測量業務委託、災害復旧工事の実施精査に伴う減額でございます。

観光交流課関係、6 款 2 項 2 目4252広域観光推進事業40万8,000円の減額は、フラワー都市交流連絡協議会負担金の減、10款 4 項 5 目7644単独観光施設災害復旧事業（7月28日災）435万4,000円の減額は、単独観光施設災害復旧工事の確定精算でございます。

建設課関係、7 款 2 項 1 目4550道路維持事業3,290万円の減額は、道路構造物点検業務委

託、道路法面改修工事実施設計業務委託、敷根1号線道路改良工事の減、同4目4700橋梁維持事業942万円の減額は、ゆのもと橋耐震補強工事、工作物移転補償ほかの減、同4項1目5100港湾総務事務26万円の減額は、まどが浜海遊公園管理業務委託の減、同5101県営港湾事業負担事務225万円の減額は、港湾整備改修事業負担金の減、同5項1目5151都市計画マスタープラン推進事業631万2,000円の減額は、事業費確定により湯の華小径改良工事のほか補正内容等の欄に記載のとおり減。

同2目5180伊豆縦貫道建設促進事業224万4,000円の減額は、地質調査業務委託の減、同4目5250都市公園維持管理事業14万3,000円の増額は、敷根公園指定管理料（リスク分担分）及び下田公園園路修繕工事の追加のほか、補正内容等の欄に記載のとおり減、同6目5465景観まちづくり基金10万円の増額は、寄附を景観まちづくり基金に積み立てるもの、同6項1目5500下水道会計繰出金240万8,000円の減額は、下水道経営戦略策定業務の事業費確定に伴う同繰出金の減、10款2項4目7490単独道路橋梁施設災害復旧事業（7月28日災）25万6,000円の減額及び同7492単独道路橋梁施設災害復旧事業（9月10日災）113万5,000円の減額は、災害復旧工事等の減でございます。

学校教育課関係、3款3項6目1452放課後児童対策事業87万円の増額は、朝日公民館での放課後児童クラブを平成31年4月開設の準備を進めるため、消耗品費、修繕料、管理用備品を追加、9款2項1目6050小学校管理事業755万1,000円の減額は、事業費確定により小学校屋内運動場改修工事のほか補正内容等に記載のとおり減、同3目6080浜崎小学校東館改築事業1億3,900万円の追加は、国の第2次補正採択により、浜崎小学校東館を解体し、平家建て3室に建て替えるもので、内訳は補正内容等の欄に記載のとおり、同3項3目6195中学校再編準備事業204万7,000円の減額は、新中学校整備基本計画等策定業務委託（債務）、下田中学校耐力度調査業務委託（債務）の減。

16ページ、17ページをお開きください。

同7項1目6800学校給食管理運営事業61万1,000円の減額は、賄材料費の減でございます。生涯学習課関係、9款5項1目6350社会教育総務事務56万7,000円の増額は、時間外勤務手当、同8項1目6900下田市民文化会館管理運営事業124万8,000円の減額は、移動用音響機材（ミキサー）の減額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第18号 平成30年度下田市一般会計補正予算（第9号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第19号 平成30年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2

号) について御説明を申し上げます。

補正予算書の41ページをお開きください。

平成30年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ901万8,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、補正予算書の42ページから45ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要により御説明申し上げます。

それでは、補正予算の概要18、19ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

4款1項1目1節利子及び配当金1,000円の増額は、下田駅前広場整備事業基金積立金の利子でございます。

歳出でございます。

3款1項1目8120下田駅前広場整備事業基金1,000円の増額は、下田駅前広場整備事業基金積立金への積み立てとして繰り出すものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第19号 平成30年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算(第2号)の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第20号 平成30年度下田市公共用地取得特別会計補正予算(第1号)について御説明を申し上げます。

補正予算書の57ページをお開きください。

平成30年度下田市公共用地取得特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ17万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ319万3,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、補正予算書58ページから61ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要により御説明申し上げます。

それでは、補正予算の概要20、21ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

1款1項1目1節市有地貸付収入17万3,000円の増額は、下田公園隣接地の一時貸付料の追加でございます。

歳出でございます。

2款1項1目8210土地開発基金繰出金17万3,000円の追加は、市有地貸付収入を土地開発基金への積み立てとして繰り出すものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第20号 平成30年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第21号 平成30年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）について御説明申し上げます。

補正予算書の73ページをお開きください。

平成30年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,698万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ33億2,087万5,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということ、補正予算書の74ページから77ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては補正予算の概要により御説明を申し上げますので、お手数ですが、補正予算の概要22、23ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

4款1項1目2節県費・保険給付費等交付金特別交付金59万4,000円の減額は、特定健診等負担金の交付決定、8款1項1目1節一般被保険者延滞金431万5,000円の増額は、徴収実績の増によるもの、同3項1目1節一般被保険者第三者納付金1,326万1,000円の増額は、納付金の確定に伴うものでございます。

歳出でございます。

5款1項1目8480特定健康診査・保健指導事業638万5,000円の減額は、健康診査委託の不用額を減、9款1項1目予備費2,336万7,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第21号 平成30年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）の説明を終わらせていただきます。

続きまして、議第22号 平成30年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）について御説明を申し上げます。

補正予算書の89ページをお開きください。

平成30年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによるもので、第1条の歳入歳出予算の補正でございますが、第1項は、既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,690万8,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10億6,695万8,000円とするものでございます。

第2項は、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるということで、補正予算書の90ページから93ページ記載のとおりでございますが、内容につきましては、後ほど補正予算の概要により御説明申し上げます。

第2条でございます。地方債の補正でございますが、地方債の変更は、「第2表 地方債補正」によるということで、補正予算書の94ページをお開きください。

地方債の変更は2件でございます。1件目は、公共下水道事業債で、限度額3億3,440万円を3億2,080万円に変更するもので、事業費の確定。2件目は、過疎対策事業債で、限度額1,940万円を1,850万円に変更するもので、ともに事業費の確定でございます。

それでは、補正予算の内容について御説明を申し上げますので、補正予算の概要24、25ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

5款1項1目1節一般会計繰入金240万8,000円の減額は、下水道経営戦略策定業務分の確定、8款1項1目1節下水道事業債1,360万円の減額及び同2節過疎対策事業債90万円の減額は、ともに事業費確定に伴う減でございます。

歳出でございます。

1款1項1目8800下水道総務事務1,712万8,000円の減額は、平成31年度公営企業会計移行に際し、平成30年度分の消費税及び地方消費税確定申告分を歳出に計上及び事業費確定により公営企業会計システム導入業務のほか補正内容等に記載のとおり減、同8803下水道受益者負担金賦課徴収事務39万5,000円の減額は、下水道受益者負担金収納システム保守委託の減、2款1項2目8840下水道枝線管渠築造事業188万4,000円の減額は、下水道枝線管渠築造工事の減、4款1項1目予備費249万9,000円の増額は、歳入歳出調整額でございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第18号 平成30年度下田市一般会計補正予算

(第9号)から議第22号 平成30年度下田市下水道事業特別会計補正予算(第3号)までを一括しての説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長(竹内清二君) 上下水道課長。

○上下水道課長(長谷川忠幸君) それでは、水道事業会計の補正予算について御説明申し上げます。

お手元の水色の水道事業会計予算書(補正第3号)の御用意をお願いします。

議第23号 平成30年度下田市水道事業会計補正予算(第3号)の主な内容でございますが、浄化槽設置整備事業の実績に対応した予算の編成を行ったものでございます。

予算書の1ページをお開きください。

まず、第1条でございますが、平成30年度下田市水道事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによるものでございます。

第2条は、収益的収入及び支出で、予算第3条を次のとおり補正するものとしまして、支出で第1款水道事業費用を22万3,000円増額し、6億5,473万6,000円とするもので、その内訳としまして、第1項営業費用を22万3,000円増額し、5億7,360万9,000円とするものでございます。

3ページ、4ページをお開きください。

平成30年度下田市水道事業会計予算実施計画の収益的支出でございます。

1款1項1目原水及び浄水費を22万3,000円増額するもので、内訳としまして浄化槽設置整備事業の実績に伴う負担金の増額でございます。

5ページをお開きください。

平成30年度下田市水道事業予定貸借対照表でございます。

補正第3号の予定額を増減するもので、5ページ末尾に記載してありますように、資産合計64億3,682万3,000円を予定するものでございます。

6ページを御覧ください。

末尾に記載してありますように、負債合計34億299万8,000円となるものでございます。

7ページを御覧ください。

末尾に記載してありますように、資本合計30億3,382万5,000円となり、負債資本合計は64億3,682万3,000円となるものでございまして、さきの資産合計と一致し、貸借対照表は符合しているものでございます。

8 ページを御覧ください。

平成30年度下田市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書でございます。御覧いただいていますように、業務活動によるキャッシュ・フローが2億3,568万1,000円、投資活動によるキャッシュ・フローがマイナス2億4,893万3,000円、財務活動によるキャッシュ・フローがマイナス1,032万6,000円となり、資金減少額が2,357万8,000円となるものでございます。資金期首残高2億8,969万2,000円から資金減少額を差し引きますと、資金期末残高は2億6,611万4,000円となるものでございます。

以上、大変雑駁な説明ではございますが、議第23号 平成30年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）の説明を終わらせていただきます。

よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

○議長（竹内清二君） ここで、午後1時まで休憩といたします。

午前 11時 57分休憩

午後 1時 0分再開

○議長（竹内清二君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

議第18号議案から議第23号議案までについて、当局の説明は終わりました。

これより各議案ごとに質疑を行います。

まず、議第18号 平成30年度下田市一般会計補正予算（第9号）に対する質疑を許します。

7番 大川敏雄君。

○7番（大川敏雄君） 1点だけ質問をさせていただきたいと思えます。

担当課は統合政策課で、概要の中で港町ゾーン活性化推進事業実行委員会の負担金でございますが、当初予算で5,500万計上しました。それが今回、全額減額だということで、大変がっかりしているんですけども、今後のことについては、一般質問で市長、抱負を述べていただきたいんですけども、当初予算でこれだけの何か実行しようという計画を立てて予算化したということで、何でこういう現象が出たのかなという疑問の念に駆られております。

そういう意味では、ぜひ30年度のこの事業執行に当たって、こういう理由で全額減額になったんだという点を、やっぱり承認した我々議員の立場でございますので、ぜひ懇切丁寧に説明いただきたいと思えます。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） まことに申しわけありませんでした。

端的に言えば、仕事が進まなかったということでありまして、道の駅については、さまざまな補助などが入っていて、制度の中でももとのリープロ事業ということで、これもまた言えば言うほど言いわけの話になるんですけれども、その制度を打破していきながら、あの中を変えていこうということで取り組んだわけですけれども、結果として何の成果も上げられなかったと。

海遊公園につきましても、県の所有物ということで、県のほうとしては、下田市がやる気を持ってやってくれば、自由に使えるようなものにしていきたいよというようなことを伺っていたわけですけれども、それも踏み出せなかった。

芝生広場や周りのインターロッキング張りのようになっているところなどで、多賀の公園のようにフリーマーケットをやるですとか、キッチンカーを持ってきて屋台のようなものをやるだとかといったようなことをトライしてみようということで予算づけしたわけですけれども、結果としてそのトライもやらなかったということになります。

かかる事態に至ったのは私の責任でありますので、まことに申しわけないことでしたという以外は申し上げようがないということで、申しわけありませんでした。

以上です。

○議長（竹内清二君） 7番 大川敏雄君。

○7番（大川敏雄君） 大変残念な結果に終わったんですけれども、何につけこの事業というのは、市長が協議会の親分になっているわけですね。それゆえに非常に残念だなと思います。ただぜひ、今回、一般質問を私、出させていただいているけれども、市長、こういう反省に立って、自分としてはやはり旧町、あるいは下田市の地域経済の発展の大きなすばらしい拠点になるんだと思います。

そういう意味では、この結果について深く反省していただいて、市長、ぜひこの1日の一般質問にはよく検討上で、前向きな検討をお願いして終わります。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

6番 小泉孝敬君。

○6番（小泉孝敬君） 補正予算概要の12ページの福祉事務所の件で。

国の政策その他、介護だとか子育てその他福祉については、特に福祉行政というのは一つの大きな市の目玉というか、市長も言われているんだと思うんですけれども、連続して老人福祉だとか在宅事業、その他、大きなあれになっているんです。この理由をちょっとお聞かせ願いたいんですが。

○議長（竹内清二君） 福祉事務所長。

○福祉事務所長（土屋悦子君） 一般的に全て減額になったところでよろしいでしょうか。

ではまず、1052事業の重度心身障害者タクシー利用助成費のほうからまいります。

こちらでございますが、先に申し上げますと、すみません、要綱を改正いたしまして、対象者を年間5枚だったのを年間24枚に増やしました。それと、精神の障害をお持ちの方は対象外だったところなんです、こちらもお対象に加えたということで30年度は行いました。

ですので、初めてのことでしたので、30年度予算といたしまして、119人で見込んで200万の当初予算をお願いしていたところでございますが、まだ3月終わっておりませんけれども、今の段階ですと59.5人というような形で、100万以内でおさまるという見込みが立ちましたので、100万の減額にさせていただきました。

1053の地域生活支援事業、こちらは町長会査定の減額でございます。

次に、1201の老人福祉施設入所措置事業でございますが、こちらのほうは34人で当初いたんですけれども、その後、変更がございまして、現在30人となっております。それによりまず減少がございまして、減額させていただきました。

次に、1451の在宅児童援護事業の子ども医療費のほうでございますが、こちら事務費の手数料だけ先にさせていただいたところございまして、こちら皆様御存じだと思いますけれども、30年10月1日から18歳まで拡大させていただきまして、やっているところでございますが、まだ成果が三月分しか支払いが出ていない状況でございますので、全ての状況はまだ出ないんですが、事務費の分だけ減額しているという状況でございます。

次の1453の児童扶養手当でございますが、こちらのほうも想定が前年度の受給者が176人でございました。11月現在の受給者が167人ということで、減少に伴う減額でございます。

1502の児童手当支給でございますが、こちら想定より下回っていたということで、当初の見込みですと、3歳児未満等を見込んでいた数字よりも、現在の実際の数字が230名ほど少なくなっております。それで、小学校修了前の第1子、第2子につきましても、最初の見込みよりも500人少ないということでございまして、小学校の修了前第3、4、5と中学生と特例給付につきましても増加でございますけれども、こちらについては210人ほど増加しているということでございますが、差し引きいたしますと減少しているということでございまして、それに伴う減額でございます。

最後の1703母子家庭等援護事業、こちらは母子家庭等医療費になってございます。こちらにつきましても、前年度の最後の対象世帯数が81世帯206人で、今年度12月の対象世帯の見

込み数は86世帯220人と増えてはいるんですけども、これは母子家庭の医療費は子ども医療費のほうが優先するということがございまして、実際には世帯数は増えているけれども、利用のほう下がったということで、それに伴う減額でございます。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 6番 小泉孝敬君。

○6番（小泉孝敬君） 児童のほうはよくわかりました。全体に人数が減っているということ、それにかわる制度ということでよくわかりました。

特に老人福祉については、見込みその他がやっぱり減少したと、全体に見込みよりもというんですけども、来年度も結果的にこういう形で見込みをやって少なくなるのはいいんですけども、かといって今後もそうだからとぜひ減らさないように。どちらかという、そういう市民に向かって手厚いあれを継続してやってもらいたいと思います。

内容はわかりましたので、結構です。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑ございませんでしょうか。

10番 土屋 忍君。

○10番（土屋 忍君） ちょっと4点ほど、どっちかというところからわからないから教えてくださいというような内容かもしれませんが、説明資料の25ページの防災関係。

デジタル同報無線系の実施設計が終わって、553万7,000円の減額調整があったということなものですから、設計が終わったんだということだと思っておりますけれども、どういう形でどういうふうに、いつ頃どういう計画でというその辺、簡単に教えていただければありがたいんですけども。

それから、31ページ、建設課絡みで、宮渡戸橋で前に地盤の変動があったときにはということで、120万だったかと思っておりますけれども、補正か何かで出たのが今回減額ということは、何もなかったという認識でいいのかというのをちょっと説明いただきたいということです。

それから、33ページの浜小のことなんですけれども、この間もちらっと聞いたんですけども、今回、設計監理に1,880万、解体設計200万、あとは建設に9,720万の解体工事に2,200万という予算が出ているわけなんですけれども、持ち越してあれするのでしょうか、聞きたいのは、いつ頃の程度の規模で、多分木造だと思うんですけども、どういうという内容をちょっと教えていただいて、いつ頃やるのかというような、その辺を教えていただければちょっとありがたいんですけども。

それから、35ページなんですけれども、文化会館の例の音響機器、相当八千何百万もするような音響機器で、今回値引き124万8,000円だと思うんですけれども、こんなにする機器って、私は見たことないんですけれども、どういう形で文化会館で、これさえあれば、音響機器のほぼミキサー関係だと思うんですけれども、もうほかに何かを入れなくてもオーケーですというようなものなのか、そういう状況的なものをちょっと教えていただければありがたいんですけれども、それだけお願いします。

○議長（竹内清二君） 防災安全課長。

○防災安全課長（高野茂章君） デジタル同報無線の委託につきましては、今年度、来月設計が終わる予定であります。

整備工事につきましては、新年度予算に債務負担行為として14億円を来年度分5億、再来年度9億という形をお願いしているところでございます。

工事内容としましては、31年度につきましては、親局と中継局の整備、あと機器製造を行う予定でございます。再来年度につきましては、子局の整備、戸別受信機の整備という形を今計画しておるところです。

以上でございます。

○議長（竹内清二君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） すみません、宮渡戸橋の地盤変動調査（事後）の委託料の減額は、こちらは契約差金の減額によるものでございます。

○議長（竹内清二君） 学校教育課長。

○学校教育課長（土屋 仁君） 浜崎小学校の東館の改築事業でございますけれども、こちらは2月7日に成立いたしました国の第2次補正予算で、学校環境改善交付金採択されたというものでございまして、1億3,900万円の事業費を計上させていただきまして、全額を来年度に繰り越しさせていただくというようなことでございます。

今こちらの東館でございますけれども、皆様御承知のとおり、昭和42年に統合当時に建築されて、平成15年以降使用禁止となって今に至っているというような状況でございます。

今回、やはりどうしても浜崎小学校単学級で普通学級6クラス、そのほか特別教室、管理諸室等は確保できているんですが、どうしてもほかの学校にはあるであろう視聴覚教室であったり、パソコン教室も議員御覧になって、通常の2分の1程度の教材室を改造して使っているという状況でございます。

また、御承知のように2020年度からプログラミング教育といったようなものも必修化とな

るというような中で、どうしてもやはり教室が欲しい、また各地区から御要望もありますように、放課後児童クラブですか、そういったものもあわせて整備したいなということで、今回予算を計上させていただいております。

今回、予算といたしましては、設計監理業務委託で1,880万、それから解体の設計で100万、東館の建設工事で9,720万、それから解体で2,200万ということで予算計上させていただいておりますので、4月早々、解体、それから建築の設計のほうを入札を行いまして、できましたら解体は夏休み、それから9月程度には済ませて、10月以降から工事にかかりたいなと思ってございます。

規模でございますけれども、今の面積が688平米、2階建てなので、それと同様の規模、平家建てで今考えておりますけれども、360平米程度と。教室につきましては、パソコン教室、それから多目的教室、それと学童、放課後児童クラブの教室3部屋、プラス、今ちょっと倉庫として使っていたりしますので、倉庫の部分もちょっとつくりたいなというふうに考えているところでございます。

以上です。

○議長（竹内清二君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（土屋佳宏君） 私のほうからは、市民文化会館の関係のミキサーの関係なんですけれども、今、議員が言われておりました8,300万何がしがというのは、市民文化会館関係費の中で指定管理料を含んだ総合計となっておりますので、ミキサーの分については、予算額が438万のうち結果が313万2,000円ということで、差金を減額したものでございます。以上でございます。

○議長（竹内清二君） 10番 土屋 忍君。

○10番（土屋 忍君） 大体わかりました。ミキサーのほうは私のえらい間違いで……。

宮渡戸橋については入札の差金ということらしいんですけれども、ここで見ると地殻変動に伴う云々のマイナス12万ということになっているんですけれども、全体の差金がこれですよということでいいのか、この地殻変動があったけれども、その差金が12万円なのかという、その辺をちょっとお願いして、実際にあったのかなかったのか、その辺のお金を使ったのかという確認をお願いします。

デジタル無線につきましては、大体31年度と32年度で終わらせて、デジタル化に移行することによってよろしいのかということを再確認をお願いします。

浜崎小学校につきましては、今の説明いただいて大体わかりまして、どういう規模でどう

いうものかというのがわかりました。

それだけです。

○議長（竹内清二君） 建設課長。

○建設課長（白井達哉君） すみません、宮渡戸橋かけ替え工事に伴う地盤変動調査業務委託（事後）ですけれども、工事にかかる前、事前の調査を昨年度やらせていただきまして、今年度は工事終了後、その工事による影響を調べるための調査業務委託を、予算上110万円の予算をいただいておったところ、委託料の契約差金のほうで実際には98万円、減額12万円分は調査の委託料の減額でございます。

○議長（竹内清二君） 防災安全課長。

○防災安全課長（高野茂章君） デジタル行政無線の工事につきましては、議員おっしゃるとおり、来年度、再来年度2カ年で整備が、緊急防災減災事業債の終わるまでに整備が完了する予定でございます。

整備完了後も、アナログが34年11月まで使用できるということで、新庁舎の移設もありますので、当面は両方使うような形で運用していく予定でございます。

以上です。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

11番 増田 清君。

○11番（増田 清君） 23ページ、0247企業誘致推進事業、講師謝礼200万、それから印刷製本、あるいはシモダ大学新聞企画編集業務委託、これも全額予算を減額しているわけですが、やはり企業誘致関連は下田市としても重要な事項ではなかったかと思えます。この金額減額した理由、それについて説明をお願いしたいと思います。

そしてまた、その下にある0225、新庁舎建設推進事業の土地所有権移転登記支援業務委託100万、これについても全額減額してあるわけですが、これについても説明をお願いしたいと思います。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） こちらについても、申しわけございませんでした。

0247事業ですけれども、実際に企画したわけですが、回らなかったというのが実態でございます。

それから、0225の新庁舎建設のほうですけれども、こちらにつきましては不在地主、不在所有者についての業務をお願いする予定だったわけなんですけれども、弁護士のほうに不在

者の財産管理人の業務として全てをやっていただいた、言ってみれば、所有権、現在の所有者側で問題を解決したという形になりまして、こちらで委託する必要がなくなったというものでございまして、これは問題は解決したということで、予算を使わずに問題が解決したという内容となっております。

申しわけございません。

○議長（竹内清二君） 11番 増田 清君。

○11番（増田 清君） 企業誘致に関係しまして、今、課長は回らなかった、それだけで説明になるんですか。具体的にどういう点でどういうことが回らなかったのか。やはり具体的にこれ説明していただかないと、予算を組む上でちょっと甘さが見えるんじゃないですかと思うんですよね。

やはり、例えば建設課関係、道路維持費、市民からかなり要望があってもなかなかできない。そういう中で、ただ回らなかったから減額しました、これではやっぱり説明責任が果たされていないのではないかと思いますので、その辺についてももう一度お願いいたします。

それから、建設予定地の登記移転支援業務委託、たしか予算の説明の中では、アメリカにいる方からいろいろ書類をいただかなきゃいけないので、100万円を計上したというような、たしか説明がございましたけれども、それが不必要になったという理解でよろしいでしょうか、その点も再度よろしく申し上げます。

○議長（竹内清二君） 統合政策課長。

○統合政策課長（黒田幸雄君） 申しわけありません。

統合政策課、人事担当でもありまして、人事のいろいろな状況がありまして、統合政策課では年度途中に2名ほど職員が退職している、そのほかのこともありまして、ちょっと……、答えにくいんですけれども、要は仕事がやっぱり、先ほど申し上げたように回らない状況に陥ってしまったという状態でした。

市長のほうからも、改善するようにきつく命じられているわけですがけれども、そういった内容です。それ以上、ちょっとお答えのしようがなくして申しわけございません。

あと、新庁舎のほうの予算の関係ですけれども、アメリカに籍のある人の、その方も亡くなっているわけで、それを日本にいる方の所有権に移す作業があるわけなんですけれども、アメリカに渡るとこちらに籍がなくなるものですから、不在地主と不在者として弁護士が立ってくれて処理をしてきたわけなんですけれども、それをこちら、市のほうが必要でやることなので、予算をお願いしたわけなんですけれども、向こう側で全部解決する形になったの

で、予算が不用になったというような内容でございますので、これについては皆減にはなっておりまして、事業はでき上がっているという内容になります。

以上です。

○議長（竹内清二君） 11番 増田 清君。3回目です。

○11番（増田 清君） 企業誘致の推進事業、課長の今の説明ですと、職員がやめたので事業が回らなくなったと。余り私も長く、長いと言ったって20年そこそこですけれども、職員がやめられて事業ができなかったというのは初めてじゃないかと思うんです。

これについてはまた来年度予算も計上してありますので、また来年度予算の中で議論したいと思います。

終わります。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑ございませんでしょうか。

13番 沢登英信君。

○13番（沢登英信君） 大したことじゃないんですけれども、8ページの債務負担行為のこの確定によって、小山田のこの整備事業が340万が330万、避難所用の非常電源が1,470万が1,230万、これが25ページの予算と連動しているんじゃないかと思うんですけれども、ちょっとよくわからないので御説明をいただきたいという点が1点と。

それから、次の爪木崎の自然公園の温室の実施設計が、これも確定したということだと思うんですが、大分古くなっていようかと思うんですけれども、この温室が実施設計の結果、整備をされて、それなりにどのくらいきっちり温室として使うことができるような想定になるのか、そこら辺のところをあわせてお尋ねをしたいと思います。

○議長（竹内清二君） 防災安全課長。

○防災安全課長（高野茂章君） 小山田避難路につきましては、これ事業精算で、工事費で16万6,000円の工事費の減額を見ております。それに対する起債の変更になるということです。

避難所用電源装置の起債の減額と工事費の減額の絡みなんですが、当初、避難所用電源装置とあとそれに対する発動発電機があったんですが、発動発電機のほうは備品購入費で見えておまして、そのほうが起債対象にならなかったということで、工事費のみの起債対象ということになっております。そういう理由でございます。

以上です。

○議長（竹内清二君） 産業振興課長。

○産業振興課長（樋口有二君） 爪木崎自然公園花園温室の耐震補強工事ですけれども、耐震

補強工事をやるということですので、それ、もちろんしっかりした、今後も花園温室として利用し続けることができるように耐震性を確保するというのでやらせていただくものでございます。

どれくらいの期間かと申しますと、正直もともとできたのが昭和54年のことではございますが、設備がまた必要があれば修繕はしていくので、しばらくは使えるものだとは認識してございます。それだけしっかりした耐震補強工事をするということで予定してございます。

以上です。

○議長（竹内清二君） ほかに質疑はございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） これをもって質疑を終わります。

ただいま議題となっております議第18号議案は、それぞれ所管の常任委員会に付託いたします。

次に、議第19号 平成30年度下田市下田駅前広場整備事業特別会計補正予算（第2号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第19号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第20号 平成30年度下田市公共用地取得特別会計補正予算（第1号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第20号議案は、総務文教委員会に付託いたします。

次に、議第21号 平成30年度下田市国民健康保険事業特別会計補正予算（第5号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第21号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第22号 平成30年度下田市下水道事業特別会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第22号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

次に、議第23号 平成30年度下田市水道事業会計補正予算（第3号）に対する質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（竹内清二君） 質疑はないものと認めます。

ただいま議題となっております議第23号議案は、産業厚生委員会に付託いたします。

○議長（竹内清二君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって散会いたします。

明日28日はそれぞれの常任委員会審査をお願いし、本会議は3月1日午前10時より開催いたしますので、御参集のほどよろしくお願ひいたします。

なお、各派代表者会議をこの後1時45分から開催いたしますので、代表者の方は第1委員会室にお集まりください。

お疲れさまでございました。

午後 1時33分散会